

## 「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」開催要綱

### 1 目的

消防水利の基準（昭 39 消防庁告示 7）第 3 条で定める消火栓を設置する水道配管の管径基準について、令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を受け、地域の実情に応じた緩和に向け、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討を行うもの。

### 2 名称

本意見聴取会の名称は、「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」（以下「意見聴取会」という。）とする。

### 3 意見聴取会項目

- （1）水道配管のダウンサイジングに係る解析ツールについて
- （2）消防水利の基準の改正について
- （3）その他、必要な事項について

### 4 意見聴取会構成員

意見聴取会の構成員は別紙のとおりとする。

### 5 座長

- （1）意見聴取会に、座長 1 人を置く。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 6 任期

座長及び委員の任期は、委嘱の日から本意見聴取会の運営期間までとする。

### 7 議事

- （1）意見聴取会の会議は、座長が招集する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、必要な者に意見聴取会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

### 8 雑則

- （1）意見聴取会の庶務は、総務省消防庁消防・救急課において処理する。
- （2）本要綱に定めるもののほか、意見聴取会に関し必要な事項は、座長が定める。

(3) 意見聴取会の会議は、原則として公開しないが、意見聴取会終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。

ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

	伊賀 正師	神戸市水道局配水課長
	石川 宏幸	上越地域消防局消防防災課長
	清塚 雅彦	水道技術研究センター常務理事
	小泉 明	東京都立大学都市環境学部特任教授
	住谷 昌利	神戸市消防局警防部警防課長
(座長)	関澤 愛	東京理科大学総合研究院教授
	中島 英樹	上越市ガス水道局計画調整課長
	細川 直史	消防大学校消防研究センター研究統括官
	松本 智禎	川崎市消防局警防部警防課長
	山原 久弥	川崎市上下水道局水道部水道管路課長
オブザーバー		
	草川 祐介	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課課長補佐
	剣持 光信	日本水道協会工務部技術課副主幹
	関 敏和	北九州市消防局警防課長
	古澤 友典	東京消防庁防災部水利課計画係長